白馬村インターネット公有財産売却　ガイドライン

第１　公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

（１） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号または第 2 項各号及び白馬村財務規則第 104 条に該当すると認められる方

（２） 日本語を完全に理解できない方

（３） 白馬村が定める本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容、及び諸法令等に定める事項を承諾せず、順守できない方

（４） 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

⑴　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

⑴　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

⑵　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

⑶　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

⑷　地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

⑸　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

⑹　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7)　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（参考：白馬村財務規則）

（一般競争入札参加者の資格）

第 104 条　政令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する者は、同項に規定する期間、一般競争入札に参加することができない。

2　政令第 167 条の 5 第 1 項及び政令第 167 条の 5 の 2 の規定による一般競争入札に参加することのできる者の資格は、予算執行者が別に定める。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

（1）　公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって白馬村が執行する一般競争入札およびせり売りの手続きの一部です。

（2）　売払代金の納付期限までに、その代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号及び白馬村財務規則第 104 条第 1 項に該当すると見なされ、一定期間白馬村の実施する入札に参加できなくなることがあります。

（3）　入札保証金の設定がある場合は、公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

（4）　公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）上の公有財産売却の物件詳細画面や白馬村において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、入札の前に白馬村が現地説明会を実施する場合は、可能な限り購入希望の財産を確認してください。

（5）　売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。（白馬村財務規則 105 条の規定によらず）

ア　参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ　参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、白馬村行政公式ホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類（以下「必要書類」という）を添付のうえ、白馬村に送付または持参してください。（郵送の場合は、申込締切日必着）

ウ　必要書類

・本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住民票等）

・商業登記簿謄本（法人で参加する場合）

・印鑑証明書

・誓約書

※　公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」「その他」のうち、ご希望の方法いずれか一つに「〇」をしてください。

※　複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票および印鑑登録証明書などは 1 通のみ提出で構いません。

（6）　公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

（1）　落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など白馬村の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

（2）　落札者が売払代金の全てを納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

（3）　動産・自動車の場合

ア　公有財産が動産、自動車などである場合、白馬村はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。

イ　公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

（4）　不動産の場合

ア　白馬村は、売払代金の全てを納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。

イ　原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません 。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4. 個人情報の取り扱い

（1） 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア　公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ　入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを白馬村に開示され、かつ白馬村がこれらの情報を保管すること。

ウ　白馬村から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信する。

エ　落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

オ　白馬村は収集した個人情報を、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。（地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含みます）

（2） 公有財産売却の参加者情報の登録内容が、住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、入札を無効とします。

5. 共同入札

（1） 共同入札とは

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

（2） 共同入札における注意事項

ア　共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2　公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3　入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ　共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を入札開始までに白馬村に提出することが必要です。なお、申込書は白馬村行政公式ホームページより印刷することができます。

ウ　申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、入札を無効とします。

エ　必要書類は、「第 1　公有財産売却の参加条件など」の「2．公有財産売却の参加に当たっての注意事項」に記載のとおりです。共同入札者全員分を提出してください。

第２　公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込み

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

※　法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

※　共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書および申込書を入札開始２開庁日前までに白馬村に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前の午後５時までに白馬村が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2. 入札保証金の納付

（１）　入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 及び白馬村財務規則第 110 条で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、白馬村が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

（２）　入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、白馬村が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のア、イまたはウの３通りです。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

※　入札保証金には利息を付しません。

※　原則として、入札開始２開庁日前の午後５時までに白馬村が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア　クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジ

ットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、白馬村行政公式ホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、白馬村に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日必着）

※　申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「〇」をしてください。

※　VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）

※　法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ　銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、白馬村行政公式ホームページより申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、必要書類を添付のうえ、白馬村に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日必着）

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が白馬村に到着後、白馬村から「納入通知書」を送付しますので、必要事項を記入のうえ、白馬村が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

※　銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

※　銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、白馬村が納付を確認できるまで 3 開庁日程度要することがあります。

※　申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「〇」をしてください。

※　白馬村が指定する金融機関については、下記を参照してください。

指定金融機関　大北農業協同組合（口座番号は入札ごとに示します）

ウ　その他の方法による方法

納付方法はクレジットカードおよび銀行振込以外に、現金書留、および直接持参があります。（各物件ごとに指定されている場合があります）

※ 売却システムで参加仮申し込みされる際には「銀行振込など」を選択していただくことになります。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、白馬村行政公式ホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、白馬村に送付または持参してください。（郵送の場合は、申込締切日必着）

（ア） 現金書留の場合

最寄りの郵便局から納付してください。

（イ） 直接持参の場合

白馬村に直接持参してください。

※ 申込書の入札保証金納付方法欄の「その他」に「〇」をしてください。

※ 現金書留による送付または直接持参により入札保証金を納付する場合、現金で納付してください。

※ 現金書留の郵送料などについては、公有財産売却の参加申込者の負担となります。

※ 現金書留により入札保証金を納付する場合は、原則として申込書、必要書類を同封してください

（３） 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに白馬村の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

（４） 入札保証金の契約保証金への振り替え

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第 167 条の 16 及び白馬村財務規則第 124 条に定める契約保証金に振り替えることができます。

（参考：地方自治法）

第 234 条

４　普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

（参考：白馬村財務規則）

（入札保証金の還付等）

第 115 条　一般競争入札の入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

第３　入札形式で行う公有財産売却の手続き

1. 公有財産売却への入札

（１）　入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

（２）　入札をなかったものとする取り扱い

白馬村は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び白馬村財務規則第 104 条などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者

（１）　落札者の決定

入札期間終了後、白馬村は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア　落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ　白馬村から落札者への連絡

落札者には、白馬村から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

※　白馬村が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、白馬村が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

※　当該電子メールに表示されている整理番号は、白馬村に連絡する際や白馬村に書類を提出する際などに必要となります。

（２） 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

（１） 落札者に対する売却の決定

白馬村は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には白馬村より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、必要な書類などを添付して白馬村に直接持参または郵送してください。

ア　売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ　落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、地方自治法第 234 条の規定により落札者が納付した入札保証金は返還しません。

（２） 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 20 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

（１） 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

（２） 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに白馬村が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の全てが納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

（３） 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに白馬村が納付を確認できることが必要です。

ア　白馬村が用意する納付書による納付
イ　現金書留による送付（金額が 50 万円以下の場合のみ）
ウ　銀行振込による納付
エ　現金を白馬村へ直接持参

5. 入札保証金の返還

（1） 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

（2） 入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア　クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ　銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第４　せり売り形式で行う公有財産売却の手続き

せり売り形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売り形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売り期間を指します。

1. 公有財産売却への入札

（1） 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は、入札期

間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

なお、入札期間の自動延長は行いません。

（2） 入札をなかったものとする取り扱い

白馬村は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び白馬村財務規則第 104 条などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

2. 落札者

（1） 落札者の決定

入札期間終了後、白馬村は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2 人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

（2） せり売り終了の告知など

白馬村は、落札者を決定したときは、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売り終了を告知します。

（3） 白馬村から落札者への連絡

落札者には、白馬村から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

※　白馬村が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、白馬村が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

※　当該電子メールに表示されている整理番号は、白馬村に連絡する際や白馬村に書類を提出する際などに必要となります。

（4） 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。

この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

（1） 落札者に対する売却の決定

白馬村は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には白馬村より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、必要な書類などを添付して白馬村に直接持参または郵送してください。

ア　売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ　落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、地方自治法第 234 条の規定により落札者が納付した入札保証金は返還しません。

（2） 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 20 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

（1） 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

（2） 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに白馬村が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

（3） 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに白馬村が納付を確認できることが必要です。

ア　白馬村が用意する納付書による納付

イ　現金書留による送付（金額が 50 万円以下の場合のみ）

ウ　銀行振込による納付

エ　現金を白馬村へ直接持参

5. 入札保証金の返還

（1） 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

（2） 入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア　クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ　銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第５　公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

白馬村は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には白馬村より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、直接持参または郵送してください。（動産の場合は、収入印紙は不要です。）

自動車・動産は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、白馬村が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

不動産は、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

（１） 不動産の場合

ア　売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて白馬村が不動産登記簿上の権利移転のみを行いますので、白馬村行政公式ホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期限までに提出してください。

なお、売払代金の残金納付期限は白馬村が指定する日となります。

イ　共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」および共同入札者全員の住民票（法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書））の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合（提出後の変更はできません）は、移転登記前に白馬村に対して任意の書式にて申請してください。

ウ　所有権移転の登記が完了するまで、所有権移転登記請求書提出後２週間程度の期間を要することがあります。

（２） 自動車の場合

ア　落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。

イ　譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

3. 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など白馬村の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

（不動産の場合）

（１） 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者負担となります。

（２） 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

ア　売払代金の残金を銀行振込で納付する場合

売払代金の残金を納付後、収入印紙などを白馬村に送付してください。

イ　売払代金の残金を持参する場合

収入印紙などを併せて持参してください。

※　共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。（実際に持参または送付する場合は全共同入札者の合計で構いません）

※　所有権移転登記を行う際に、白馬村と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付するために郵送料（実費相当額）が必要です。

（自動車の場合）

（１）　権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙および自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）は落札者の負担となります。

※　移転登録等の手数料として自動車検査登録印紙および自動車審査証紙が必要です。

※　自動車税環境性能割及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

（２）　引き渡しから２週間以内に名義変更を行い、手続き完了後に証明書の写しと、「白馬村」などの白馬村が指定する表示を消去したことが確認できる写真等を提出してください。

なお、これらに要する費用は落札者の負担となります。

第６　注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

（１）　公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア　公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ　公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ　公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ　公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

（２）　入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア　入札の受付が開始されない場合

イ　入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ　入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

（３）　入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売

却の手続きを中止することがあります。

ア　一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ　くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

ウ　せり売り形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

（1） 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

（2） 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

（1） 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、白馬村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（2） 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、白馬村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（3） 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、白馬村は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

（4） 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、白馬村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（5） 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、白馬村は損害の種

類・程度にかかわらず責任を負いません。

（6） 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、白馬村は責任を負いません。

（7） 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず白馬村は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

白馬村が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、白馬村物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、白馬村が公開している情報（文章、写真、図面など）について、白馬村に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

（1） 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。

（2） 売却システムに不正にアクセスをすること。

（3） 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。

（4） 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。

（5） 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。

（6） その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本国憲法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

（1） インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、

入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

（2） インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

（3） インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10. 白馬村インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

白馬村は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、白馬村は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、白馬村が掲載したものでない情報については、白馬村インターネット公有財産売却に関係する情報ではありません。

第７　その他

1. インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

2. クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続

きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。 また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。